

国連第3委員会第5週報告（10月28日から11月1日）

本報告書は、日本政府代表団顧問としての見解ではなく、個人の見解であり、日本政府の確認、了解を何ら得ているものではない

しばらく前から、国連は「ユース」が対話に参加することを重視し始めました。CSWでも、ユース代表が一堂に会し、優先テーマに関するステートメントを発表し、質疑応答する Interactive dialogue with youth representatives ために、例えば2024年3月のCSW68では第1週の木曜日、つまり、14日の午後3時から3時間が確保されていました。タイミングとしては大臣級円卓会議で優先テーマが討議された火曜日と水曜日の直後、専門家パネルは翌週になってからですから、日程的にはかなり重要視されていると思われま

「政府間組織へのユースの参加と積極的な関わり：挑戦と機会 Youth participation and engagement in intergovernmental bodies: challenges and opportunities」という人権理事会に提出された報告書 A/HRC/54/28 (2023)によれば、2015年ごろから事務総局が安全保障理事会など国連機関に提案する決議案に、「平和と安全保障」にユースが関わって、危機を回避し、平和を推し進めるならば、持続可能な開発が実現するのではないかという「ユース」が果たし得る役割への期待から、ユース参加への言及が見られるようになったとある。政策決定過程においてユースの「声」を聞くよう、促すようになったのは、同じように政策形成決定過程にその「声」が反映されていないと、女性の登用重視が一段と強調されるようになってからのようである。（女性の「枠」の大きさが変わらないまま、そこにユースが追加されたというよりは、従来の「男性の枠」を浸食することになった。ルワンダや北欧の例からすると、ジェンダーに関して50/50を目指す方向であったと思われる。）2018年には、「国連ユース戦略 United Nations Youth Strategy」が採択され、国連が組織する国際的なフォーラムにおいてユースの効果的で有意義な参加を促進することになった。ユースをCSWの代表団に加えるので、ニュー・ヨークに行くことになっている若い人の推薦をと、外務省が依頼してきたのはCSW62だったように記憶するが、手元には資料がない。

例えばSDGsの目標17全てに関係があるという観点から、ユース自身がその実現に当事者として主要な役割を担うことも重要性は明らかであると、2024年9月に開催された「未来のためのサミット」についての事前の説明でも「ユースの参加」が重要視された。また、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、2013年以降、さまざまな地域の、さまざまな背景のユース代表が参加する会合を主催し、2016年には「ユースと人

権」に関する人権理事会決議（HRC/res/32/1）承認に至った。この決議では人権理事会は国際社会に対して、ユースが、完全で効果的建設的な参加ができるよう有意な機会を提供する戦略を形成し実施する必要があると指摘し、その後、政治的公的分野でのユース参加、国連人権組織におけるユースの権利の主流化、人権に関する政府間会合におけるユースの参加を奨励する決議を承認しているという（35/14, 41/13, 48/12）。同じように人権関連条約委員会は、さまざまな場面で「子どもと若い人たち」に言及している。

上記報告書は、ユースの参加は政治過程に参加し、自らの人生と未来に影響する民主主義、平等と権利の促進の決定に、年齢を問わず、関わるべきであり、ユースには考慮すべき独自の視点や経験があると同時に、関わること自体が人としての権利であるという認識に基づいていると説明する。ユースには会合に、討議に、決定過程に参加する機会を提供し、その障壁となるかもしれない言語、情報の欠如、資源の制約を除去することまで、含まれる。政府間会合は、加盟国がその政策や行動について調整する機会を提供し、国際法・規範・原則についての知識だけでなく、共有する価値を検討する場であり、学びの場であるが、一般論であるにしても、その参加で何が期待されているのかわかっていることが重要である。「ユース」とは子どもから、独立した人間へ成長する時期であり、仮に定義したとしても、国によって違いがあり、文化・社会・経済などの要因に左右される。それでも、以前と比べると、若者が地球の問題について発言し、未来を作り出そうとする動きが顕著になり、世界規模で見て議論にも新しい発想とエネルギーが注入されている。そこで国連は、ユースに、政府間会合に積極的に参加し、「声」を届け、なされるべきことを指摘すると期待し、多様な立場からの見解を取り入れた効果的な政策が可能になるからと要請するが、その実施方法は会合によって異なり、一律ではない。そして、地球規模でのコロナ感染症 COVID-19 が、地球規模での会合開催に大きな変化をもたらした。2020 年以降、多くの会合ではオンラインでの実施を余儀なくされ、今日、大規模会合は対面とオンラインを併合するハイブリッド方式が選択されることが多い結果、資金がなく、これまで出席ができなかった多くのユースを中心とする組織が、旅費ではなく、インターネットとの接続を障壁と捉えるようになった。ユースが国際的な政策決定過程に影響を及ぼす際の困難は、「南」においての資金問題のほか、ジェンダー、少数者の立場、年齢、「ユース」の能力に対する過小評価などの理由から、自国での政策決定過程関与の機会すら限定されていること、また人権擁護者（HRD）の場合には攻撃や報復の対象になっている可能性、女性の場合には公的領域での活動や発言を困難にする家父長的社会的規範や過度な保護的見解をもたらす制約、そして、そもそも政治的な参加が認められていないのでその見解が政治過程に反映

されていないことがそれぞれの国における SDGs 達成への影響力の過小評価、しいては決定過程における積極的役割を奪っているという。政府間会合では、政府に責任と具体的な行動を求める機会であると、「ユース」の積極的関与を奨励し、各国に対しては必要な技能、知識などの習得、資金や技術に関する支援、女性と主流ではないユースからの提案の優先、ヴォランティアの奨励など、15 項目にわたる配慮を列挙する。(国連と「ユース」の関わりが、平和と安全保障の文脈なので、平和に関心を持ち、自ら社会に積極的に関わるのが参加する「ユース」の大前提である。)

子どもと大人の間と上記報告書が規定する「ユース」について、国連は統計上の便宜と但し書はあるが、15 歳と 24 歳の間 (GA/res/35/28 (1981)) という。だが、子どもの権利条約は 18 歳未満がその対象であり、国連自体も「子どもとユース」の関係に関して一貫しているわけではない。「ユース」の強調のせいで「子ども」の問題が見過ごされるかもしれない、影響があるのではと心配する声もある。そして、国連がいくら「ユース」の声をさまざまな政策決定において反映する」と意気込んでも、それぞれの国にそれを可能にするような「土壌」がない限り、「ユースの声」が何もなるところから湧き出ることはない。

個人的には、いろいろな経緯から自発的に CSW への参加を希望し、ユース代表に挑戦する人たちには、場面、場面で「すごいなあ！」という感想を持っています。今後も、「大人の都合」ではない視点で後継者を誘ってほしいものです。

閑話休題

【10 月 28 日】

今日の議長はマレーシアのアブド・カリムさん。午前中に、裁判官と法律家の独立に関する特別報告、裁判外、簡略化した、あるいは恣意的な死刑執行についての特別報告、テロリズムの戦いにおける人権と基本的自由の促進と保護についての特別報告が、そして、午後からは人権享受に対する、一方的強制的手段の負の影響についての特別報告、国家の外国金融機関等などへの負債が人権、とくに経済的社会的文化的権利の完全な享受に与える影響に関する独立専門家の報告、民主的で公平な国際秩序の促進についての独立専門家の報告があった。

裁判官と法律家の独立に関する特別報告をしたサッターズウエイトさんは、企業と裕福な個人が経済的影響力を使い、裁判官の任命過程やロビー活動などで、影響力を行使するだけでなく、(高額な損害賠償などを請求する) 訴訟を提起することで、公共の場

における公益性の高い批判や監視，抵抗をできなくさせ，私的な利益実現に有利な状況を作り出そうとする手段として，公的参加に対する戦略的な訴訟 Strategic Lawsuit Against Public Participation (SLAPP)などが用いられていることから，裁判官だけでなく，法曹全体の倫理強化を実現しないと，市民は沈黙を強いられ，人権は非常な危険に曝されると，警告した。各国との対話の中では，国際刑事裁判所の裁判官の家族が脅迫を受けているという現実が伝えられたほか，ヨーロッパ連合では法曹の保護に関する指令案が提案されていることが伝えられた。

SLAPP 対策としては，最終的には敗訴が予想される「くだらない frivolous」訴訟を引き受けた代理人に対する法曹倫理の問題として対応するという方策を取る法域，公共の利益に貢献する表現の自由を脅かす可能性がある場合には勝訴可能性の立証を手続上の要件とする法律を制定した法域，ジャーナリスト・メディアの自由の問題として指令で対応する予定の EU があるが，訴訟の早い段階での勝訴可能性の立証などは（人権である）司法へのアクセスを困難にすると批判する立場もある。

裁判外，簡略化した，あるいは恣意的な死刑執行についての特別報告をしたティッドボール・ビンツさんは，「被害者を中心にした」アプローチに基づき，生命は最大の人権であるので偏見，差別，憎悪に基づく死刑を「禁じられている illicit」と，LGBTIQ+に対する，同意に基づく性的関係の合法化，刑事罰の廃止を中心とする勧告を述べた（他にも，収監中の（不審な）死亡や女性に対する殺人にも言及した）ところ，対話の中では，ヘイト・スピーチの増加が差別と生命の軽視をもたらしている，「治療の強制にも反対」という国と，刑事法は主権の問題である，（LGBTIQ+の保護は）国連全体で同意した発想ではない，そして，報告は武装勢力による（大量な市民と戦争捕虜の）安易な死刑執行を取り上げるべきであったと非難する国とに分かれた。なお，報告者はLGBTIQ+は国際法上，保護を受けており，生命の権利は人権であると反論した。（また，若干の資料が「古すぎる」「不正確」であるとの苦情もあった。）

テロとの戦いにおける人権と基本的自由の促進と保護についての特別報告をしたサウルさんは，地域組織が，テロとの戦いにおいて，人権保護に大きく貢献していることが多く，国家が制定する過度に広範なテロ対策法は（国家に都合の悪い）活動家を脅迫し，恣意的に収監する武器となっており，活動に関する報告と監視，独立したオンブズマンなどが，被害者を助け，保護するのに有効であると結んだ。対話において顕著であったのは，テロに関するイメージの違いであり，テロ撲滅には経済状況の改善が必須であり，それが人権の保護であるとの見解や，一方的強制的制裁手段 UCMs を発動する，あるいは，適正手続に従った裁判もなく，長期間，基地内に収監する「国家のテロ」へ

の非難、人権を重視することがテロとの戦いの中核にあると、安易な人権の制限を警告する見解など、議論は噛み合わなかった。

午後からの、人権享受に対する、一方的強制的制裁手段 unilateral coercive measures (UCMs)の負の影響についての特別報告をしたドーハンさんは、まず、UCMsが急速に広まり、制裁回避やその幫助には一方的に2次的制裁が援用され、どちらも争う手段は想定されていないという問題があるが、UCMsは特定された対象だけでなく、本体の範囲を逸脱した適用の結果、想定されていないほど非常に広範囲の人権侵害を引き起こしている。司法へのアクセスが実態として否定され、多くの法律家の活動を阻害していることもあり、国際法の許容する範囲内にあるべき（人道支援物資などはそもそも除外）であり、安保理が直接許可していないUCMsは国際法上、直ちに中止されるべきであると指摘した。発言した国々は、いずれもUCMsが対象国の経済構造を破壊し、結果としてあらゆる人権を侵害すると指摘しており、UCMsの正当性を指摘する声はなかった。

国家の外国金融機関等などへの負債が人権、とくに経済的社会的文化的権利の完全な享受に与える影響に関する独立専門家として報告したワリスさんは、多くの国に多額の負債があるため、国は人権を享受するのに必要な「モノとサービス」を提供できない状況にある。問題は国家が維持できない、無責任な借入をしたことにあるのだが、その返済のために長期的な視野に立つ教育や保健衛生などへの投資より、短期的な経済刺激策で税収の増加を図るなど、適切な政策選択がなされていないことにある。人権中心の経済で平等、正義、持続可能性を達成するとの立場から、地球規模での金融構造の変革を訴え、為替の変動をコントロールすると同時に、国際税務調整機構を設置し、累進課税制度を導入することで、（現在、外国の金融機関などに牛耳られている）税収入と社会の期待に応える歳出をそれぞれの国家に相応しくすることができるのではないかと提案する。新自由主義的な政策を採用する国々は全く関心を示していなかった。

民主的で公平な国際秩序の促進についての独立専門家として報告したカトロウガロスさんは、民主的で公平な国際秩序実現の障害となっているのは、多国間主義への懐疑と「北と南の分断」、地球規模での統治体制が失敗したとの前提が、国連という仕組みへの不信をもたらしているので、国連自体の正当性と政策提言の実効性を考えるべきであり、人権の実現において「最小限の一貫性」に絞るべきという。さらに、グローバリゼーションにつれて国家以外の勢力が出現し、多国籍企業、国際経済に関する統治機関が地球規模でその権限を補強する経済法と統治を形作っており、地球規模での統治に関

し、新しいモデルが必要という。こちらも、少数の国にしか、関心を持たれなかったようである。

ワリスさんの提案も、カトロウガロスさんの提案も、あまり現実味のない機構改革の提案であったことが国々の関心と呼ばなかった理由のように思われる。

【10月29日】

今日の議長は、ブルンディのマニラタンガさん。議題 71 (c)の国別報告が並んでいる。

個別の報告が始まる前に、ウガンダが非同盟諸国 Non-Aligned Movement (NAM)の立場から、全ての人権は、普遍的、譲渡不可、不可分、相互依存のかつ相互関連的であり、建設的、友好的、非政治的、非選択的な対話に基づき、公平かつ対等に、客観性、主権、領土の一体性、内政不干涉、中立的、非選択的、透明性を指針に、それぞれの国の政治的、歴史的、社会的、宗教的、文化的特異性を考慮することを国連憲章に従って確認したと告げ、人権と基本的な自由に対する重大かつ組織的な侵害をはっきりと非難し、人権理事会が人権状況について普遍的定期的審査 Universal Periodic Review (UPR)を行うという前提に照らし、第3委員会において恣意的に選択された国別審査の慣行が人権理事会の行う UPR と重複することに照らし、安全保障理事会の人権問題への取り組みが政治的意図に基づくことから、客観的で信憑性の高い情報に基づき、当事国の全面的な関与のもとで行われる UPR でなされるべきと、発言した。(これに準じる発言は、この後の個別の審査のたびに、NAM に属する複数の国からあった。)

最初は、朝鮮民主人民共和国 DPRK についてサルモンさんの報告。DPRK の先例がない4年半の鎖国は人権状況を一層酷いものにしていて、国内では活動への制約が多く、生計を立てるのが困難であると訴え、亡命者の話に移り、拉致と強制帰国後の拷問の当事者だけでなく、強制帰国に怯える亡命した人や音信不通になった家族も被害者であり、亡命者のいる国には包括的な身体的精神的なケアを提供するよう求め、全ての国に、拷問の被害者に対する基金への拠出を提案した。(DPRK には、健康と公衆衛生など立法改革の進んだ状況を説明する第4回 UPR 報告審査がこの11月に予定されている。)

鎖国状況に基づく情報の収集に対しては当事国の同意がない、信憑性に欠ける、偏見に満ちている、政治的意図に基づくとの激しい非難もあったが、拷問の被害者を中心にした報告の発想を評価する見解もあった。

ミャンマーに関しては、国連事務総長特使であるビショップさん、独立捜査メカニズムのコームジアンさん、そして、人権に関する特別報告者であるアンデュルーズさんの報告を一括して聞いてから、質疑に移った。ビショップさんは、ミャンマーのことを世界は忘れそうであると懸念を表明し、ASEAN が提案する、これまで失敗とされてきた5項目合意の実施が今でも望ましいという。全ての戦闘停止と残虐行為の責任所在を明らかにし、支援できる状況にならなければ、自前の持続可能な平和は実現できない。軍も含む武装勢力が今でも戦闘可能なのは、武器と資金を提供し、人身売買と麻薬の流通、そして「詐欺」に協力する組織犯罪勢力が「繁栄」しているという現実を指摘した。コームジアンさんは、残虐行為が急速に増加し、国内難民キャンプや学校、市場、寺院の空爆、村々の完全破壊、殺害と晒し首、生きたままの火刑などだけでなく、惨たらしい拷問が軍だけでなく、武装勢力によって実行されているとの当事者証言について語り、国際刑事裁判所、国際司法裁判所と情報分析を始めている、憎悪に満ちた言説の流布は感性を磨滅させ、残虐行為に無感覚になるのではないか、行われていることの悲惨さは言い尽くせないという。アンデュルーズさんは、軍は自らの劣勢をより頻繁でより残虐な攻撃、民族対立の煽動、これまで迫害してきたロヒンギャ武装勢力との統合で補おうとしていること、ロヒンギャを中心とする難民が逃げ込んだバングラデッシュの暫定政府主席顧問であるユヌスさんが国連に利害関係者全員の会合開催を求めていること、シンガポールとタイは金融機関を通じ、軍部に対する武器売買に制約を設け、成功したことなどから、早急な事態打開を図るべきタイミングであり、今こそ、国連は行動すべきと主張した。いずれも、軍が主張する「選挙の実施」には懐疑的であり、脅迫に溢れ、言論の自由がない状況でのそれは民主的な選挙に値しないと指摘している。

ASEAN5 項目合意は、2021年2月のクーデターで政権を掌握した軍部とASEAN首脳との4月の会議で合意された(1)暴力の即時停止と自制、(2)平和的解決のための建設的な対話の開始、(3)ASEAN特使が調停を促す、(4)Aseanは人道援助を提供する、(5)ASEAN特使と代表団はミャンマーを訪問し、全ての関係者と会談する、というものであった。

ミャンマーの代表部はこれらの報告を支持し、2021年2月以降、あらゆる状況が悪化しているにもかかわらず、まだ武器を供給する国家があることも問題にした。国際社会は何をしたら良いのかという問いに、ビショップさんは人道的支援により多くの資金を提供すること、ミャンマーに主導権のある平和交渉過程を確保すること、コームジアンさんは残虐行為の証拠を収集し、責任を追及すること、アンデュルーズさんは武器と資金の流通をとめることと、答えた。

日本政府もミャンマーに関するコメントにおいて、当事者に和平交渉に臨むこと、ASEAN5 項目合意に賛同すること、人権と人道的状態についてミャンマーの人々の意思を尊重し、必要な助力をすると述べている。

午後からは、ベラルーシにおける人権に関する特別報告、ロシア連邦における人権に関する特別報告、そして、ウクライナに関する独立国際諮問委員会の報告と、続いた。

ベラルーシに関する特別報告者マリンさんは、任期最後の報告と断りながら、人権状況が悪化の一途を辿り、とくに 2020 年の選挙以降、市民社会は実質消滅させられ、政府と異なる見解の持ち主は亡命して国籍剥奪に怯えるか、連絡が取れず拉致されたとの疑いがあるか、拘束されたまま病気になっても放置されるという状態に置かれている。政府自身は都合の悪い国際人権条約の正当性を争い、人権理事会への個人通報制度を否定し、さまざまな勧告を無視することでその国際的な孤立化に拍車がかかっている。発生している人権侵害は組織的で長年行われていると指摘されてきたが、問題はこれらの侵害行為に対する責任が全く問われていないことにある。当局が UPR をはじめとする国際機関の勧告を遵守しているならば、独立した司法制度が存在し、過去の侵害行為の責任追求をするならば、次の特別報告者任命は必要がないのだが、ベラルーシにおける人権状況を監視するのは容易ではないと結んだ。報告者に対する質問の中には、政治的囚人を解放するのに有効な手段は？ という問いがあり、具体的にその人が今どこにいるのか、どういう状態なのかを解放されるまで執念深く問い合わせるのが一番効果的という回答があった。

ロシア連邦に関する特別報告者のカツァローヴァさんは、開口一番、領土内の至る所で異議を申し立てる人には組織的に拷問が使われているだけでなく、私人の暴力と国家の拷問と裁判所の是認が一体となっており、残虐な文化に安全弁がないとその不安を述べた。反戦、体制批判などは犯罪となっており、法は人権侵害を公的権限の行使として正当化する。国際的な拷問条約上の義務があるにもかかわらず、連邦法は拷問を独立した犯罪とは見ておらず、せいぜい、公務員の権限の濫用であり、刑務所などでは「当たり前」になっている。法の支配と司法へのアクセスを保障する独立した機関はなく、恣意的な逮捕と身柄の拘束は蔓延し、暴力の使用は是認されており、加害者の責任を問う体制ではない。HRD とジャーナリストの迫害は急増し、彼らの処遇は悪化の一方である。質問とコメントに認められた時間はそれぞれ 1 分、非常の多くの国が発言を求めた。報告を前提に、市民社会の役割や安全についてのコメントがある一方で、情報の信憑性を疑い、原則として当事国の同意のない調査は無意味であり、国別調査は受け入れ難い政治的判断であると、制度を非難する見解も繰り返された。ウクライナは拷問、そ

の他の、国家による人権侵害行為は至る所であり、占領下における戦争捕虜と拘束された市民の死亡は確認されていると、国際戦時法違反も訴えた。カツァローヴァさんは情報の信憑性に関しては、当事者（被害者とその家族）から直接収集しており、伝聞ではない、この状況でも異議を申し立てようとする市民社会は「元気に生きて live and kicking」いる。人権は普遍的真理であり、この状況を変えるには、和平交渉などで人権侵害に免責を与えてはならず、戦争捕虜、政治的囚人と拉致されたウクライナの子ども解放が必要であると答えた。

ウクライナに関する委員会委員長のミューゼさんは、ロシアが侵攻でもたらした被害を列挙し、その中でも占領支配地域における市民と戦争捕虜に対する拷問は、組織的分業と免責が一般化した中での、国家主導の人権侵害、人道に対する犯罪であり、戦争犯罪であると認定した。「誰も止められやしない。」「したいことをするだけだ。」「この後、死ぬだけだから、治療なんかいない。」そして、エネルギー関連施設への攻撃は何百万人の人の日常生活、健康、教育、安全、幸福を脅かし、多くの人々は精神的不安も抱えるようになった。また、国際法で保護すべきとされる文化財にも被害は及んでいる。加害者を特定し、犯罪行為に対して裁判で、裁判外で責任を追及することがこれらの悲惨な状況に対する歯止めであり、被害者にとっては正義の実現を意味すると、ここでも行為に対する責任を問うべきという報告となった。質問とコメントに関しては、26の国が発言し、ミューゼさんは、補償を求める情報の登録が市民社会の助力を得て進んでいること、加害者が軍人か市民かは区別しておらず、要請があれば他の組織でも情報利用・証拠の共有も可能であると、答えた。

日本は、ロシアのウクライナ侵攻とそれに伴うウクライナ市民への無差別攻撃を国際法違反であると非難し、人権侵害の責任追及、責任者特定を可能にする委員会の任務を支持し、ウクライナの人々と連帯し、国際社会とともに、ロシアの攻撃停止と正義に適った永続する平和の達成のため、ウクライナ政府を支持するとのステートメントを公表した。

【10月30日】

今日も、議題 71(c)、国・地域別の報告である。午前の議長はブルンディのマニラタンガさん、午後はエル・サルバドアのソルト・ロザーレスさんであった。

パレスチナ占領地区に関する独立国際諮問委員会報告、1967年以降占領下にあるパレスチナ領土における人権に関する特別報告、ソマリアにおける人権に関する独立専門家報告、中央アフリカ許倭国における人権に関する独立専門家報告、ブルンディにおけ

る人権に関する特別報告，エリトリアにおける人権に関する特別報告，南スーダンの人権に関する委員会からの報告が並んだ。

パレスチナ占領地区に関する独立国際諮問委員会報告を行ったピレイさんは、医療施設と医療関係者に対する攻撃と被拘束者と捕虜の処遇の記録を公表するにあたり、2023年10月7日はもはや暴力と報復の悪循環を断ち切るべき、平和のきっかけとすべき警告になったはずなのに、集団処罰と非人道的行為の呼び水となったと嘆いた。イスラエルは病院、医療施設を攻撃し、わざと医療関係者を殺している。パレスティナ武装勢力も医療関係者、医療施設、救急車を攻撃しており、いずれも戦争犯罪であると断言した。一方の残虐行為は他方の残虐行為を正当化するものではない。イスラエルに拘束された人々は戦闘行為中、「人間の盾」として利用され、10月7日にパレスティナ武装勢力に捕虜とされた人々は拷問に該当する待遇を受けている。結論として、報告は即時の停戦、捕虜の解放、占領状態の終結、パレスチナ人の自決を呼びかけた。

オブザーバーであるパレスティナ代表は7分の「答弁権」を使って、あなたはどちらを支持するのかと雄弁に問いかけた。独立委員会の無限定な権限に疑問を示し、どちらの側にも非があるという結論に疑問を表明した国々（ハマスが先に攻撃し、イスラエルはその存続を賭けて戦っている、イスラエル批判は「反ユダヤ主義」でテロに該当し、許されない・・・という主張）もあったが、かなりの国が「まずは、停戦と市民生活の保護」を支持したという議場での印象である。何十年にもわたるイスラエルの「占領と入植」に責任の所在を求める発言もあったが、今、起こっていることだけに着目し、国際司法裁判所に勧告的意見を求めるよう総会に提案する意向の表明（ノルウェイ）やジェノサイドの嫌疑でイスラエルを国際司法裁判所に告発済みという発言（南アフリカ）が、印象に残った。

ピレイさんは委員会の権限に限定がないのは、（委任統治などと異なり）イスラエルによるパレスチナ占領に期限がないからであって、委員会が報告書を提出する妨げにはならないと「権限問題」に答え、一方の残虐行為は他方の残虐行為を正当化するものではないと繰り返して述べ、どの加盟国にもこの状態をやめさせる義務があると反論した。

現在、イスラエルは、国連がイスラエルの立場を支持しないことを「敵対的」と評価し、事務総長をはじめとして、人権高等弁務官と事務所関係者、国連の委任を受けた委員会のメンバーや報告者を、国家として望ましくない人物 *persona non grata* と判断し、10月28日には UNRWA 国連パレスチナ難民救済事業機関の活動を禁止する法律を議会で成立させている。

1967年以降占領下にあるパレスチナ領土における人権に関する特別報告者のアルバニーゼさんは、これまでの387日間、パレスチナの人々が被った破壊は、第2次対戦後の国際法の秩序規範全てに反していると宣言し、10月7日の悪夢はイスラエル兵士をしてパレスチナ人の絶滅の実行を行うのが当然であるという報復的雰囲気をもたらし、人権理事会に対してジェノサイドの危険があるという彼女自身の警告と安全保障理事会の停戦命令にもかかわらず、ジェノサイドは進行し、ガザは集団墓地となっている、パレスチナ人を殲滅する意図はイスラエル指導者の発言、ヨルダン川西岸とエルサレム占拠、ラファへの侵攻から明らかであると断定し、ここにいる少数の有力な国のせいであると指摘した。

パレスチナは議場にいる各国の代表に対して、「歴史の正しい側」を選ぼうと呼びかけ、これに対し、多くの発言が支持をしたが、特別報告者は中立性を放棄し、「一方の代弁者」になったことで報告はすべきでなかったと、合衆国の国連大使のSNSが特別報告者を名指して攻撃したことがコメントで明らかにされた。パレスチナは、多くの国が支持を表明したこと、南アフリカが「これはジェノサイド」だとはっきりさせたことに感謝した。アルバニーゼさんは、イスラエル議会の決議に言及し、国際法を遵守しないと宣言したに等しいイスラエルの資格停止を国連は検討すべきであると（さらに挑発する）発言を重ね、基本的人権を学校で教えながら、パレスチナを支援する発言をすると制裁を加えることこそ、二重の基準（二枚舌）ではないかと、ヨーロッパなどで、ユースの表現や集会の活動を制限する動きを皮肉った。

ソマリアにおける人権に関する独立専門家報告者ディファンさんは、4回目に当たる今回の報告では、前回の報告で示した基準を達成し、基礎的な整備が進んだので人権状況は改善したが、まだすべきことはたくさん残っている、まだ戦闘状態が続いているとの見解を示した。コメントにおいて懸念されたのは、女性性器切除FGM禁止法があるにもかかわらず慣行として行われ続けていること、犯罪時に18歳未満の人に死刑執行がなされたこと、戦闘地域において軍がまだ子どもの徴兵を実施していること、国連の平和維持軍の撤退が予定されていることで、ディファンさんは、CEDAWの批准作業が中断されているが、できる限り多くの利害関係者の関与を求めていること、現行法が国際法の基準に合致しているか、再度検討すること、本来ならば任期は満了したが、1年の延長が認められたこと、目標達成にはもちろん1年では足りないが・・・平和維持軍の撤退の影響査定は難しい、ソマリア軍だけで秩序が維持できるかどうかはわからないというものであった。

午後は、最初に、中央アフリカ共和国 CAR における人権に関する独立専門家報告者 アグベツェさんが、人権保護は和平交渉と敵対勢力和解過程の一部であるという理念に基づいて進んでいるが、隣国チャドの紛争によって 3.8 万人が難民として CAR の北西部に流入したこと、同じく隣国スーダンでの紛争によって 2.8 万人が CAR の東部に流入したことが目的達成を難しくしていると述べた。CAR は当事国として発言し、選挙実施が度々延期され、現在は 2025 年 7 月となったことの判断にも、人権保護のためのレファレンダムか、議会法案かの選択肢についても、一方の支持者とだけ接触し、勧告を起草したなど、報告者が接触した NGOs と得た情報に偏りがあること、国連平和維持軍の性的暴力に関する補償に不満があるなど、不信感を招いていることなどを説明したが、合衆国が特別警察と刑事法廷の新設を理由に、連合王国は武装勢力や傭兵については懸念しつつも、UPR の取り組みを、ヨーロッパ連合が全体的な信任を表明して、報告者を支持し、アグベツェさんは、女性の政治参加を確実にする (35%クォータ) ための男女交互候補者リストの作成が選挙延期の理由であると説明し、人道支援物資への依存の程度から、情勢は好転していると結んだ。

ブルンディにおける人権に関する特別報告者ゾンゴさんは、経済危機に直面した結果、司法、健康衛生、教育、食料、水、燃料の供給にかなりの問題が発生しており、気候変動の影響で食糧危機、貧困、移住と難民化が起こっている。このような状況において 2025 年の地方選挙、2027 年の大統領選挙を実施するための選挙制度の再検討が適切であったかは疑わしく、関係者の見解が十分に反映されているとは言い難い。(供託金制度と政党離党制限が問題で) 反対意見を持つ人々、ジャーナリスト、内部告発者、反対勢力を恣意的逮捕と拉致から保護する必要は大きい。政府は警察組織とユースを中心とする非正規軍を掌握しており、彼らが責任を問われることなく、人々を暴力的に支配しており、より問題なのは裁判所の独立性の欠如で、深刻な人権侵害が中立的な捜査、責任者の起訴と有罪判決に結びつくことは、まずない。また、26 万人がタンザニアで難民として暮らしており、国内での暴動とともに選挙実施の不安要素となっている。UPR との関係でジェンダー差別を見直すことが示唆されたが、事実婚を否定しているという理解に基づいて、非正規軍が家族分断に加担するなど、多くの混乱と人権侵害が発生した。いろいろな面で国際社会の協力が必要である。多くの国が、「特定の国を狙い撃ちにする国別報告は、国連憲章にそぐわない」と型に嵌った発言をした中で、ブルンディにはいかないでヨーロッパに行ってベルギーなどを訪問するのはなぜなのか? と発言したベラルーシが印象的でした。ヨーロッパ連合は、次の報告書の優先ポイント

は？ と尋ね、ゾongoさんはヨーロッパ連合の支援は「過度」に経済に影響を及ぼすほどではないが、助かっていると、答えた。(かつての宗主国の影響が見られます。)

エリトリアにおける人権に関する特別報告者バビカーさんは、反対勢力が不在のまま(正確には反対勢力を根こそぎ排除するため)、表現、集会、結社、信仰の自由など基本的な自由が国家成立から30年間以上、組織的に抑圧し、しかも、国外にいる亡命ジャーナリストや活動家まで監視し、その自由を脅かしているのが問題であると指摘する。軍が国土を掌握し、人権侵害を繰り返すと、人々は難民として(あるいは、亡命先を求めて)隣国などに脱出を図るのだが、現在はアフリカの角やスーダンの紛争でエリトリアからの難民は行き先を失い、滞在国がノン・ルフールマン(追放・送還禁止)原則を遵守しない限り、誘拐・人身売買などの標的にされる危険が一層高まっている。UPRに関しては、経済的社会的文化的権利に関する勧告は受け入れるが、市民的政治的権利に関しては拒絶するという人権の選択的受容は、人権の遵守がもたらすはずの平和・正義・全ての人の尊厳の実現には結びつかないと、政府との更なる建設的な対話の機会を求める発言で、締め括った。弁明の機会を利用して、エリトリアは人権理事会が10年以上に渡り、エリトリアを誹謗中傷してきた、今はUPRに参加しているのに国別報告の対象とされている、主権の侵害ではないか? 報告者には権限がないと苦情を述べ、国別報告制度は、当事国の合意なしに実施される政治的意図に基づく恣意的選択であると非難する国々は、UPRとの重複的審査は乏しい国連の資源の無駄遣いと指摘した。報告者は、これまでエリトリア政府は対話の求めに応じておらず、UPRは網羅的検討ではないので選択的な人権の受容を是正するには適切ではないと、国別報告の代わりにUPRの役割に期待する向きには残念な答えを示した。

最後に南スーダンの人権に関する委員会からの報告をしたアフアコさんは、初めての選挙が予定されている2024年12月を前に、組織的な政治的抑圧と略奪、広範囲に及ぶ人権侵害は変わらず、2018年の対立解消の合意、社会を変えろという約束は全く守られていないと指摘し、女性と子どもが繰り返される全国的・地域的な反乱に翻弄されているという。選挙は、一体感を醸し出す社会の転換点となり得るが、秩序の維持のための信頼できる警察組織や犯罪の責任を間違いなく追及する裁判所の独立なしには昔の因縁に加えて新しい暴力行為の原因を追加することにもなる。選挙の実施は政権に正当性を付与するが、そのために、真実・和解・治癒・補償委員会の設置と財政保証など社会制度の整備が蔑ろにされるのは本末転倒である。2024年7月に設立された後も部族紛争に石油資源が絡み、幼児婚、乳児死亡率、教育と健康衛生制度、メディアの検閲などは解消されていない。報告者はまず、200万人が国内難民となって人道支援を必要と

し、さらに 80 万人がスーダンに逃げ込んだ現状において、私設軍隊の全面禁止を求めており、司法制度と補償機関の設置、女性たちの保護などさまざまな事柄に関し、ケニヤの協力が期待できるという。南スーダンは与えられた 7 分を使って、「南スーダン自体が知らないうちのこの報告書が作成された」と非難し、平穏で安定した社会が実現しつつあるので統治能力に問題はないと反論した。政治的な意思が弱く、政府はしばしば言葉を違えており、その行動は疑わしいという「北」の国々と、これは弱い者いじめそのものと非難する、主として「南」の国々との主張対立が繰り返された。アフアコさんは、選挙が延期に延期を繰り返したのは指導者たちの責任であり、周囲の国々は「移行期の償金の仕組み」を可能にする法制度整備に非常に注目しているという。（社会の安定が達成されないと、武力紛争が、そして、もっと沢山の難民が国境を超えることになる。）

10 月 31 日はダワリ（光のお祭り。月の動きを基準とするヒンドゥー暦での新年に該当）。第 3 委員会の会合はありません。（ちなみに、2023 年 10 月 7 日はロシュ・ハシャナ、こちらはユダヤ暦の新年に該当。）

【11 月 1 日】

今日の議長、午前はマレーシアのアブド・カリムさんで、議題は 71(a)から(d)までです。

午前中は、イラン・イスラム共和国の人権状況についての特別報告、シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会の報告、そして、アフガニスタンの人権状況に関する特別報告と、議題 71(c)の国別報告が続き、午後からは、障がいのある人の権利に関する委員会報告と障害のある人の権利に関する特別報告が続いてあり、その後、多国籍企業、その他の企業における人権問題に関する作業部会からの報告でしたから、議題としては 71 (b)に分類された項目ということになりました。

イラン（イスラム共和国）の人権状況の特別報告者サトーさんは 2024 年 8 月に任命されたということで、3つの優先事項（生命の権利、ジェンダーと交差性を重視するアプローチ、そして、真理）を挙げた。生命の権利で注目するのは死刑執行数（この 10 月だけで推定値 140 人以上、約半数は麻薬関連）であり、その他は広義の安全保障ということになっているが、国際法上、死刑にふさわしい最も深刻な犯罪の基準を満たしてはいない。生命の権利の問題としては、死刑執行方法、収監中の死、（名誉殺人など）殺人を是認する法律、死亡に対する適切な捜査の有無とそれらの死に関する（犯罪

行為に対する国際刑事法上の、当事者・関係者に対して真実を明らかにする、再発防止の) 責任が含まれる。ジェンダーをはじめとする複数の属性(交差性)の観点からは、第1に複数の属性がもたらす差別の影響の違いに着目し、「女性、生命、自由」運動に対する対応に見られるような女性の権利の軽視、第2に女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約 CEDAW 未批准であること、第3にグローバル・ジェンダー・ギャップ指数 GGGI 指標において146カ国中143位であることから、ジェンダーに着目した分析の必要性が示されているという。最後に、公式のデータの利用に制約があること、被害者やその家族が報復を恐れて沈黙することから、状況が改善したのか、悪化したのか判断が難しいので、透明性と情報へのアクセスが重要になる。残念ながら、国別報告者に関し、イランが入国を認めたのは1996年が最後(2011年が許可された最後)ということなので、これがイランの(調査に応じるかどうかの)意向を判断する重要な指標となる。敵役としてではなく、独立した専門家として人権保護の強化に貢献することを期待し、国際社会の支援を求めると、結んだ。これに対して、イランは7分を使って、人権の普遍性に疑問を提起し、文化遺産と多様性が考慮されるべきである、報告者がイランと接触する前に優先事項を設定したこと、一方的強制的手段 UCMs を考慮せずに状況が悪化していると判断したこと、イランに対する偏見と先入観が窺われ、とても独立した、中立な立場とは受け取れないと、否定的な反応をした。始まったばかりの任務であったが、議場の発言は、女性の権利や HRD の安全、死刑制度と死刑執行などについて積極的に評価するグループと、定番である「国別報告は政治的意図に基づいた一方的評価制度」という非難とともに、今回の優先事項の設定も、当事者と直接の対話なしに伝聞に過ぎない誤情報と偏見に基づいたものであると指摘し、UCMs が対象となった国々の状況悪化をもたらしていると主張するグループとに、分かれてしまった。サトーさんは、人権が普遍的な価値であることを強調しつつ、対話ができるならば Farsi への翻訳もしたいと述べ、現在の状況としてヒジャーブ法と女性に対する暴力に対する懸念を追加した。

イスラエルは、イランに対して Cyrus the Great アケメネス朝のキュロス大王の昔には歴史を共有していたと発言することで、(レバノンにヒズボラを追い出したならばと停戦を持ちかけた・・・とレバノンの人々は受け取っている・・・ように)イランに好意的? 発言をすることで、中東の国々の分断を画策しているのだろうか?

象牙の塔からの作文と、議場でも皮肉られてしまったが、CEDAW を批准していないこと、GGGI の評価が低いことのどこが「交差性」に結びつくのか、人権宣言も人権条約も、情報主体ではない人には真実を知りたいというだけで「情報へのアクセス権」を保障しているのかなどを手始めに、大学の研究会ならば突っ込みどころ満載である。

シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会の報告者ピネイロさんは、レバノンの空爆のせいで、シリアからの難民がレバノンからの難民とともに、シリアに「逆流」しており、本国に戻れば、逮捕、強制徴兵、迫害は免れない男性とは別行動を選択した女性と子どもたちが移動の中心となると、途中の武装勢力の「検問」の餌食になる危険も高い。1300 万人以上の国内難民には予定の予算の 1/4 しか人道的支援援助がない。国際社会の沈黙がもたらした刑事免責が国際法の実効性を失わせたのであるから、国際社会は、難民に人間としての尊厳を認め、武装紛争を放置せず、国際法に対する敬意を復活させるため、万全を尽くさなければならない、シリアの人は希望を失いつつあると告げた。行動を促された国際社会は、シリアの中の勢力争いや制裁にもかかわらず外国勢力が関わる油田の存在を前にして、戦線を拡大しないような、難民に危害が及ばないような適切な監視の仕組みが必要だとは発言するが、それほど積極的には聞こえなかった。そして、独立国際諮問委員会からは、本当に何が起きているかは報告書に詳細に記してあるとの追加発言があった。

アフガニスタンも国連関係者が直接現地に入ることでできない状況にあるが、その中で人権状況に関する特別報告をしたベネットさんは、この夏から秋にかけてタリバン政権が導入した、女性を完全に公共空間から締め出す（中等教育以上の禁止だけでなく、モスクでも女性には声を出してコーランを読むことを禁止する）「勸善懲悪法」が体系的なジェンダー迫害、ジェンダー・アパルトヘイトに該当すること、ハザラなどの少数民族や（少数派である）シーア派信者などだけでなく、前政権に関わりがあった人々や裁判官などにも殺害など身に著しい危険が迫っていること、正義・平等・法の支配が無視され、人口の半分以上が人道的支援に依存しているが、とてもとても不足していること、表現・集会・結社の自由はほぼ存在しないことを伝え、国際社会は一体となって人権を中核に据えた行動計画を実施すべきであり、2023 年 11 月に実施したアフガニスタンの女性と平和と安全保障に関する評価に基づいて第 79 回総会と安保理とは決議をすることになっていると指摘した。国際社会が一貫した対応をしないことからタリバンは強気になり、世俗の教育機関の代わりに原理主義的なイスラム教のマドラサだけにするという方針を実施しようとし、未来がないと考える若者たちはどんどん国を脱出してい

ると述べた後、いくつかの、かなり現実的な方策を提案した。発言した国々はベネットさんには好意的な発言が多く、ジェンダー・アパルトヘイトとアフガン人が呼ぶ状況の深刻さに打たれたようである。

日本は、2024年8月に制定された「勸善懲悪法」を直ちに廃止するよう、タリバンに求め、今後もできる限り、アフガンの人に支援をすると約束し、アフガニスタンがこれまで批准したさまざまな国際人権条約の義務について、どのように考えているかを報告者に尋ねた。

午後からはジョージアのロルトキパニズさんが議長を務め、議題は71(a) to (d)ということになっているが、報告は71(b)に挙げられている項目である。

障がいのある人の権利に関する条約委員会委員長のオフォリワ・フェフォアメさんと障がいのある人の権利に関する特別報告者であるハグラスさんの報告は、手話でも提供された。オフォリワ・フェフォアメさんは、締結国の活動は、条約が設定した水準に到達するにはまだまだしなければならないことが多い、政策決定のあらゆる段階における障がい者の積極的な関与と参加が欠けていると発破をかけた後、条約委員会の成果について、15の国別対話を実施し、国々には当事者目線から法的能力、差別禁止、統合教育通常の労働市場への参入、他の人々と同じ土俵でのさまざまな制度利用のための改革を求め、さらにその成果の1つとして一般勧告の準備を始めたと説明した。「未来のための協約」、「将来世代のための宣言」と「グローバル・デジタル・コンパクト」には障がいのある人々と一緒にという強い政治的な意思が反映されているはずであると希望を示しつつ、武装紛争や災害が障がいのある人々にもたらした多大な影響を軽減するため、手加減をしてはならないと語り、合理的な配慮の拒絶は差別であるとの認識が共有できたことを成果とした。条約委員会としては、ほかの条約委員会と同様、財政資金問題があり、不十分な活動しかできていないが、作業方法の共通化、8年サイクルの導入などの工夫により、ある程度の成果が上がったと、条約委員会に関して予定されている総会決議への賛同を求めた。

続けてハグラスさんは、特別報告者の最初の報告を、障がい者の権利に関して2030年SDGsの検討と追跡としたと説明し、目標達成は非常に難しく、障がい者は著しく取り残されることになることと指摘した。国々や国際機関の報告書は、条約に規定されているにもかかわらず、検討過程に障がい者の有意な関与や参加を保証するものではなかった。障がい者が利用できるようなプラットフォームを準備し、監視機関のメンバーに加え、資金援助をするなど実行可能で具体的な提言をしているのだが・・・、国連自体も

まだすべきことは多い。障がい者の権利を保障することは将来の開発と発展の核心にあることを、みんなに確認したい。今、ここで行動を起こせば、次世代の障がい者は今と同じ障壁に直面し、人権享受に制約を受けることはない。誰も取り残さないと言うだけでなく、実行に移すことが必要であると、SDGsの進捗状況に照らし、人々の行動を促した。多くの国は、対話というよりは自国の実績を説明し、委員会に協力すると述べる以上のことはなかった。

日本は、2024年4月に障害者差別解消法を改正し、事業者に不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮を義務化する規定を導入したこと、6月に弁護士の田門浩さんが、2025年から2028年までの任期で障害者権利委員会 CRPD の委員に選出され、誰も取り残さないという基本原則を遵守し、より包括的な（排他的ではない）社会を実現したいと述べた。

多国籍企業、その他の企業における人権問題に関する作業部会報告者ホッペナイムさんは、「事業活動におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス LGBTI+の人々の権利保護と尊重」という題で事業と人権における指針（A/79/178）に照らして、企業等が果たすべき義務と責任を検討した。事業の様々な局面において人権に不当な制約を受けており、年齢、人種、出身民族、社会経済的立場などが差別と嫌がらせの経験をより酷くしているが、望ましい慣行を指摘し、権利の保護と尊重を求めていくというのが報告の骨子であるという。これに対する反応は多くなく、一般論として人権を尊重することに異論はなかった。